

東みよし町公共浄化槽等整備推進事業（PFI方式）について

○浄化槽の設置について

東みよし町では、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的に生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）と、し尿を併せて処理をする合併処理浄化槽を住宅、店舗、事務所、集会所等に設置するにあたり、令和元年10月から「東みよし町公共浄化槽等整備推進事業（PFI方式）」での整備を進めている。

○東みよし町公共浄化槽等整備推進事業とは

従来は、個人設置型として浄化槽の設置工事からその後の維持管理・清掃までを個人で行っていたが、本事業では申請者から浄化槽設置工事費用の一部を分担金として納めていただき浄化槽を設置。設置された浄化槽は、使用者と町が使用貸借契約を締結し町の所有となる。供用開始後は、使用者から毎月の使用料を納めていただき維持管理（保守点検・法定検査・くみ取り等）を町とPFI事業契約を締結した民間事業者が行う。

○PFI方式とは

民間の資金、経営能力、技術力等を活用し公共サービスを効率的かつ効果的に提供する方式で今回の事業では、民間事業者が事業主体となり、浄化槽設置工事の事前協議から施工、維持管理、使用料徴収まで一貫して町に代わって行う方式。今回の事業を実施する民間事業者は、(株)東みよし浄化槽整備。

・対象となる地域

町内のうち公共下水道事業計画区域（三好地区の一部）を除いた区域。

・事業期間

令和元年10月1日から令和11年3月31日まで

・工事分担金（使用者負担、設置工事費の一部）

人槽区分	浄化槽設置分担金
5人槽	80,000円
6から7人槽	99,700円
8から10人槽	131,500円

・月額使用料（保守点検・法定検査・くみ取り費用等）

人槽区分	浄化槽設置分担金
5人槽	4,020円
6から7人槽	4,650円
8から10人槽	5,530円